

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 25年 7月16日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 静岡県富士市今泉700番地の1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ジャトコ株式会社 取締役社長 秦 孝之 電話 0545-51-0047					
主たる業種	自動車部品製造業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に計画年度は平成23年度以降の増産による推定排出量に対し平成25年度の温室効果ガス排出量を3パーセント以上削減する。						
計画を推進するための体制	当社工場単位のISO14001システムの推進組織(リ-ダ-は工場長)と全社事務局員で構成し環境委員会議において平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施していく						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	36,024.6 トン	37,001.6 トン	30,779.8 トン	トン	-5.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	36,024.6 トン	37,001.6 トン	30,779.8 トン	トン	-5.9 パーセント	
実績に対する自己評価		京都工場は渡り歩き・寄せ止め生産及び生産工程の統廃合実施し改善した。更に京都工場、八木工場とも生産数が減となったことで、排出量はトナ5.9%減となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	京都工場	事業活動に伴う排出の量(生産数/1000)	37.1	36.5	40.7		4.04 パーセント
	八木工場	事業活動に伴う排出の量(生産数/1000)	56.4	46.8	48.3		-15.69 パーセント
実績に対する自己評価		京都工場は渡り歩き・寄せ止め生産及び生産工程の統廃合を実施し改善できたが大きく生産数減となったことで効率が悪化し4.04%増となった。八木工場も同様の改善を実施し生産数は少し減となったがほぼ横這いの15.69%減で推移したが更なる改善を加えたい。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		70.0 パーセント	82.0 パーセント	82.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	生産体制の見直し(2直ラインの1直化)他					
	(24)年度	渡り歩き・寄せ止め生産及び生産工程の統廃合の実施					
	(25)年度	単位時間当たりの出来高向上を計り操業時間短縮の実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	近距離通勤者に対し自転車又は徒歩通勤への呼びかけ					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	健康増進・メタボ予防のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社員全体の省エネ意識の更なる向上 社内産業廃棄物の排出量削減						
特記事項	京都工場については工場コンプレッサー及び空調設備の運転管理は三菱自動車様につき重点対策実施項目は非対象としました。八木工場は対象です。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。